

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護療養型医療施設の開設者	名又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護療養型医療施設	届出の年月日	辞退の年月日
	工藤晃	上北郡東北町旭南一丁目三一の八〇四			

青森県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月二十六日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字関字柝沢三五四の一から西津軽郡深浦町大字関字柝沢七二の一まで	平成三・一・二七

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東北地下工業株式会社
- 二 代表者の氏名 大宮 哲彦
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻三七の一四二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二〇）第一〇〇四五四号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、さく井、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十一年九月二十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社北向建設
- 二 代表者の氏名 北向 清人
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字鳥舌内字浜坂四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一六八八一号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十一年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社共同架設工業

二 代表者の氏名 中山 清光

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字寺ノ沢一六の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四八二二号

五 取消年月日 平成二十一年十二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十一月二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小向左官工業

二 代表者の氏名 小向 龍悦

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字高屋敷一八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第九三八四号

五 取消年月日 平成二十一年十二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社桑田建設

二 代表者の氏名 桑田 茂樹

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字末広町三〇の四三

四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第八二七六号

五 取消年月日 平成二十一年十二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月十七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社桑田建設
- 二 代表者の氏名 桑田 茂樹
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字末広町三〇の四三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第八二七六号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年九月十七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 柏造園
- 二 氏名 成田 一成
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市柏下古川稻森七四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一三四八六号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年十一月十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭